（後面衝突警告表示灯）

**第61条の３**　（略）

２　後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の５第４項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（その他の灯火等の制限）

**第62条**　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）

五　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六　（略）

七　その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　（略）

ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）

八・九　（略）

４・５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六　（略）

十七　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十　（略）

７～13　（略）

（車線逸脱警報装置）

**第67条の２**　（略）

２　保安基準第43条の６の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

（後写鏡等）

**第68条**　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

（後面衝突警告表示灯）

**第61条の３**　（略）

２　後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の５第４項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（その他の灯火等の制限）

**第62条**　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）

五　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六　（略）

七　その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　（略）

ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九　（略）

４・５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六　（略）

十七　路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十　（略）

７～13　（略）

（車線逸脱警報装置）

**第67条の２**　（略）

（新設）

（後写鏡等）

**第68条**　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。